

委員会提出議案第7号

細菌性髄膜炎ワクチンの早期定期予防接種化等を求める意見書

細菌性髄膜炎は、日本では年間約1,500人、その約半数が5歳未満の子供たちが感染しているとみられ、抗生物質による治療にもかかわらず、約5パーセントが死亡し、約20パーセントに発育障害や聴覚障害、てんかんなどの重篤な後遺症が残ると言われる深刻な病気です。

しかし、この病気の主な原因とされるHib（インフルエンザ菌b型）と肺炎球菌には既にワクチンが開発され、予防接種によって防ぐことができる病気となっています。

Hibについては、WHO（世界保健機関）が1998年にHibワクチンの幼児への定期接種を勧告し、現在では100か国以上で承認され90か国以上で定期予防接種化されており、肺炎球菌ワクチンについても、多くの国で承認され、ワクチンを定期予防接種化した国々では発症率が大幅に減少しています。

しかしながら、我が国においては、2008年12月にHibワクチンの接種が可能となりましたが、任意接種であるため費用負担が4回で約3万円と高額であり、現在Hibワクチンの供給も不足していることから、医療機関で接種の予約待ちが続いています。また、肺炎球菌についても、乳幼児に使用できる7価結合型肺炎球菌ワクチンは製造販売についての承認申請の段階です。

以上のことから、国におかれては、細菌性髄膜炎から乳幼児を守るため、下記の事項について、迅速な対応をとるよう強く要望します。

記

- 1 速やかにHibワクチンを定期予防接種化するとともに、安定的供給に最大限の努力を行うこと。
- 2 乳幼児に使用できる7価結合型肺炎球菌ワクチンの製造販売の承認審査を迅速に行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成21年9月3日提出

さいたま市議会保健福祉委員会

委員長 上三信 彰